

□農地の賃借料情報について□

平成21年に農地法が改正され、「標準小作料制度」が廃止されました。改正法では「標準小作料」に代わるものとして、「賃借料情報の提供」を行うこととされました。

「賃借料情報」とは、過去1年間に実際に締結された賃借料について、平均額等を算出した実勢の賃借料のことです。

今後は、この「賃借料情報」を参考にして、貸し手、借り手で十分な話し合いを行ったうえで、賃借料を決めていただくこととなります。

○加茂市の農地賃借料情報

平成23年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料の水準（10a当り）は以下のとおりとなっておりますのでお知らせいたします。

《 田の賃借料情報（実勢価格） 》

農地区分		実勢価格（円）10a当り			データ数
		平均額	最高額	最低額	
田	1級地（白根郷土地改良ほ場整備実施区域）	28,200	30,000	20,000	26
	2級地（1級地以外の平地地域）	26,300	36,800	14,700	63
	3級地（中山間地域）	16,700	22,100	11,000	138
	4級地（山間地域）	16,300	22,100	7,400	71

- 注 1 データ数は、集計に用いた筆数です。
2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
3 集計した実勢価格に土地改良費は含まれていません。
4 生産調整面積は考慮していません。
5 農地区分の各級地の詳細については、右表のとおりです。
6 2, 3, 4級地でほ場整備が実施された場合、完了後3年経過した農地は、2級地は1級地、3級地は2級地、4級地は3級地とします。

◎賃借料情報（実勢価格）は、あくまでも過去において実際に取引された貸し手、借り手の話し合いのもとで個々に決められた金額を整理したものですので、締結年や締結件数により変動します。
◎このため、賃借料を決める際には、賃借料情報を目安としつつ、収穫量、ほ場の条件、土地改良費等を踏まえて、貸し手、借り手双方の十分な話し合いを行い納得の上で決めてください。